

白糠町用途地域の変更についてのお知らせ

白糠町用途地域の変更

国道 392 号沿線の都市計画用途地域を見直します。

現在、未利用地となっている当該町有地を、今後における沿道サービス系等の都市的土地利用を推進し、地場産業の振興に資するものとします。

対図 番号	決定(変更) 箇所名	決 定 (変 更) 内 容						決定 (変更) 面積 (ha)	現況及び決定(変更)理由
		現 在			決 定 (変 更)				
		種 類	建 蔽 率 容 積 率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度	種 類	建 蔽 率 容 積 率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度		
①	鉄北東 1 北 1 地区 (国道沿線 部)	第 2 種 住居地域	60/10 200/10	—	準工業 地域	60/10 200/10		0.5	中央通沿線及び白糠駅周辺の用途と同様に工業地・流通業務地として土地利用の転換・促進を図るため。
②	鉄北東 1 北 1 地区 (東 側)	第 2 種 住居地域	60/10 200/10	—	第 1 種 住居地域	60/10 200/10		1.5	隣接用途と同じ用途地域とし、合理的な土地利用を目指すため。

お問合せ先

白糠町役場 経済部建設課 土木都市計画係

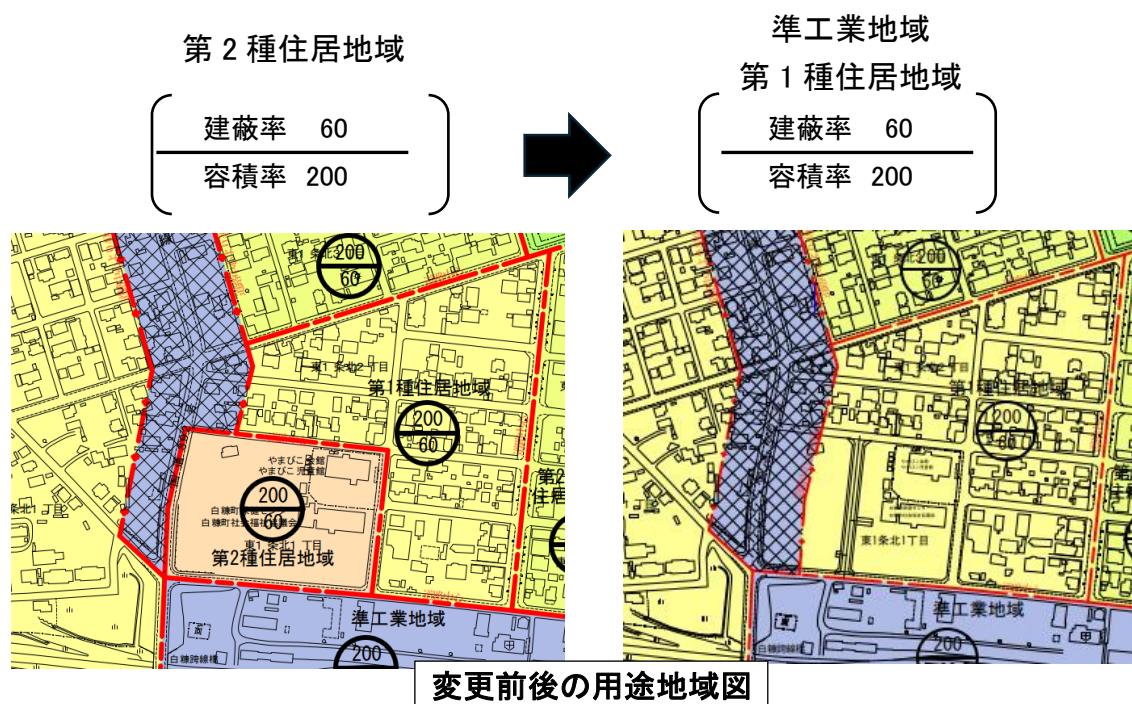
Tel 01547-2-2171 Fax 01547-2-4659 mail dobokutoshikeikaku@town.shiranuka.lg.jp

① 白糠町白糠地区の用途地域及び変更箇所



② 変更内容

変更箇所:白糠郡白糠町西2南3丁目の一部(旧白糠小学校) 4.1ha(上図の赤点線部)



③ 変更の理由

国道392号線白糠跨線橋付近に面する土地については、未利用町有地の将来の都市的土地利用を推進し、国道392号線沿線、JR白糠駅周辺の用途同様に工業・流通業務地として、土地利用の転換、促進を図るため、都市計画マスタープランの基本方針に基づき国道沿線部分を準工業地へ、また東側は隣接する用途と同様に第1種住居地域へ変更して、合理的な土地利用を目指すものであります。

参考)用途変更前後のイメージ図



主に住居の環境を守るための地域。事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックス等の他、10,000㎡までの店舗等が建てられる。



主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。
危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられる。



住居の環境を守るための地域。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテル等が建てられる。